

東大阪市公告第 180 号

次に記載の者はその住所などが明らかでないため、送達すべき書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により公告する。当該書類は、本市税務部納税課において保管し、該当者が申出をしたときは、いつでも交付する。

なお、該当者の申出のなかったときは、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、令和 8 年 9 月 11 日に当該書類の送達があったものとみなされます。

令和 8 年 9 月 4 日

東大阪市長 野 田 義 和

該 当 者 (送達を受けるべき者)	氏 名 (名 称)	前田 ちはる
送達すべき書類を特定するために必要な情報	納税関係書類 東大阪税納第 1500 号	